			職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書		
		（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考					
一～五	（略）				

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（人事院規則一―六九等の一部改正）

第七条　次に掲げる規則の規定中「第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより」を「第二十条（第一項後段を除く。）の規定にかかわらず」に改める。

一　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第十一条

二　人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第十一条

三　人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第十一条

四　人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）第十一条

五　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第四十条

六　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十四条

（人事院規則九―一四八の一部改正）

第八条　人事院規則九―一四八（給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　初任給基準異動　規則九―八第二十五条第一号に掲げる異動をいう。 七　俸給表異動　規則九―八第二十五条第二号に掲げる異動をいう。 八・九　（略） 十　その者の号俸等　当該職員に適用される給与法第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）並びにその職務の級及び号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号俸）をいう。 （特例任用後降任等職員に対する給与法附則第十二項の規定による俸給の支給） **第五条**　（略） **第六条**　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　初任給基準異動　給与法第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）の適用を異にしない規則九―八別表第二に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。 七　俸給表異動　俸給表の適用を異にする異動をいう。 八・九　（略） 十　その者の号俸等　当該職員に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号俸）をいう。 （特例任用後降任等職員に対する給与法附則第十二項の規定による俸給の支給） **第五条**　（略） **第六条**　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に

			職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書		
		（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考					
一～五	（略）				